

2006年6月6日
(社)日本船主協会
国際幹事会

外航船社間協定に対する独占禁止法適用除外制度見直しについて

06年5月19日に開催されました政府規制等と競争政策に関する研究会(以下「規制研」)におきまして、岩田座長より、規制研の席上で船協側が十分説明出来なかったと思う点については、別途書面にて提出するようにご指示がありましたので、当協会の補足・追加説明等につき、以下の通りご報告申し上げます。

<報告書案について>

当協会はこれまで、除外制度廃止を提言する報告書案については様々な観点からの検証が不足している旨申し述べておりますが、その論拠を改めて下記致します。

現行制度の廃止を提案する理由

除外制度廃止という現行法制度の廃止を提案するのであれば、現制度の立法趣旨に立ち返って検証を行った上で、廃止の必要性(廃止理由)が明らかにされる必要があると考えます。しかしながら、これまでの報告書案では、荷主への「実態調査アンケート」結果の一部(サーチャージ等への不満)とEUの制度見直しの動きに言及があるのみで、定期船社間協定にカルテルを認めるという現行制度の立法趣旨に関する分析はなされていません。制度趣旨の検証がないまま、かつ廃止理由が明確にされないまま制度廃止の提案がなされるのは、わが国法環境の安定性の観点からも問題であると考えます。

諸外国の制度に関する検証

報告書案ではEUでの除外制度見直しの動きのみが取り上げられており、除外制度を維持している米国、制度を新設しようとしているシンガポールの動きなどには言及がありません。

制度廃止に伴う影響

除外制度廃止後に予想される巨大外国船社による寡占化進展や日本寄港の減少は、船社・荷主双方が懸念していますが、これらの点に関する検証はなされていません。

外航船社間協定の実態

運賃修復や、海上運賃決定に至る実態について、充分ご理解頂けたとは考えられません。世界単一市場でグローバルに競争し、企業間取引が基本である外航海運事業

に関しては、ある程度の船社間の協調的行動が必要であり、他分野以上に商行為の実態に即した審議が必要と考えます。当協会は今後更なる検討が行われるのであれば、引き続き実態のご説明をさせて頂きたいと考えております。

早急な制度廃止への懸念

船社・荷主とも早急な制度廃止に慎重な意見を示している中、より慎重な検討が必要と考えます。

公正取引委員会による措置請求

平成 11 年の海上運送法改正により、公正取引委員会は、船社間協定の内容が海上運送法所定の要件に適合しなくなったと認めた際は国土交通大臣に対し措置請求を行う権限を与えられているものの、平成 11 年以降、同請求は 1 件も行われておりません。当協会としては、現行除外制度および同制度に基づく協定の活動については基本的な問題がないものと理解しております。

以上